

「スマートロックセット」サービス ご利用規約

「スマートロックセット」（以下「本サービス」といいます）は、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社（以下「弊社」といいます）が提供するサービスであり、別途弊社が定める条件を満たす「NURO 光」サービスをご利用の方（以下「会員」といいます）がご利用いただけます。本サービスをご利用いただく方は、「スマートロックセット サービス ご利用規約」（以下「本規約」といいます）を必ずお読みの上、ご同意ください。

第1条（定義）

本規約において、次に掲げる用語は、それぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「契約者」とは、本規約に同意のうえ、弊社所定の手続きに従って本サービスの利用を申込み、弊社がこれを承諾した本サービスを利用する資格を有する会員をいいます。
- (2) 「利用資格者」とは、契約者の有する本サービスの利用資格に基づいて、本サービスを利用できる個人をいい、本規約において、契約者とあわせて「契約者等」といいます。
- (3) 「本サービス利用契約」とは、会員が本規約に同意することで弊社との間で成立する本サービスに関する利用契約をいいます。
- (4) 「諸規定等」とは、弊社が別途定める本サービスに関する詳細等を定めた規定（注意事項等を含みます）、サービスの仕様に関する定め等をいいます。
- (5) 「接続サービス」とは、弊社が提供する各種インターネット接続サービスのうち、別途弊社が定めるものをいいます。
- (6) 「本件機器」とは、契約者が買い受けを希望し、弊社が契約者に売り渡す、弊社が指定する本サービスの利用に用いる機器をいいます。
- (7) 「設置先」とは、契約者が弊社に届け出た本件機器が設置される契約者等が居住する場所をいいます。
- (8) 「本サービス関連情報」とは、契約者による本サービスの利用に基づいて、本件機器を介して弊社が取得する契約者の情報をいい、本件機器を用いた位置情報又は本件機器によって撮影された設置先の撮影映像等をいいます。
- (9) 「スマートフォンアプリ」とは、本サービスを利用するために必要な、弊社が提供するAndroid OSおよびiOS上で動作するアプリケーションをいいます。
- (10) 「登録情報」とは、契約者が本サービス利用契約を締結するにあたり、弊社の求めに応じて弊社に対して提供する契約者を識別するための氏名、住所等の情報をいいます。
- (11) 「携帯電話端末等」とは、本サービスにおいて契約者がスマートフォンアプリを用いるために用意する携帯電話端末等をいいます。

第2条（本サービス内容）

1. 本サービスは、契約者等の占有物に取り付けられた本件機器による設置先の玄関や扉の解錠・施錠または開閉の検知、契約者等の家族の帰宅または外出の通知等を行うサービス、及び本サービスに関連して自己のサービスを提供する第三者（以下「協力事業者」といいます）へ連携を行うサービスから構成され、本サービスのご利用にはスマートフォンアプリ及び本サービス用のアカウントが必要です。
2. 本サービスは、接続サービスのオプションサービスであり、会員のみが利用できるサービスです。
3. 契約者は、本サービスの利用にあたり、本件機器を設置先の玄関などに配置し、当該本件機器がインターネット回線と接続されていることおよびスマートフォンアプリの利用の確認が必要です。
4. 契約者は、設置先の建物の権利者等に本件機器が設置されることについて、あらかじめ承諾を得る必要があります。

ります。

5. 本サービスにおける設置先は、日本国内に限ります。ただし、沖縄県および一部離島は除きます。

第3条（本規約の適用および変更）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、本規約、諸規定等、並びに弊社が別途定める接続サービスに関する規約（当該規約において遵守を求める規約を含む）（以下「会員規約等」といいます）に従って本サービスを利用するものとし、利用資格者に会員規約等を遵守させるものとしします。
2. 契約者は、協力事業者の提供するサービスを利用する際に、自己が利用している本サービスの内容のうち、事前に選択して弊社に申し出たサービスの全部又は一部について、当該協力事業者に利用させることができるものとしします。この場合、当該協力事業者は、契約者に利用を許諾された範囲内において利用資格者としての地位を得るものとしします
3. 本規約に定める内容と諸規定等に定める内容が異なる場合には、諸規定等に定める内容が優先して適用されるものとしします。
4. 弊社は、民法第548条の4の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本規約を変更できるものとしします。

第4条（利用条件）

本サービスの契約者は、以下に定める者のみとしします。

- (1) 弊社との間で接続サービスの利用契約を締結していること（個人に限ります）。
- (2) 本サービスの利用開始時までに接続サービス回線が開通（接続サービス毎に会員規約等に定める「サービス利用開始日」に該当することをいいます。以下同じとしします）していること。
- (3) 会員本人であること。

第5条（本件機器の売買）

契約者は、本件機器を買い受ける際、弊社が別途定める方法によって本件機器の売買に関する契約を締結するものとしします。

第6条（契約の成立）

1. 本サービスの利用契約は、本サービスの利用を希望する会員が本規約および諸規定等に同意のうえ、弊社所定の手続に従って本サービスの申込みを行い、弊社が当該申込みを承諾した時点（以下「契約成立日」といいます）をもって成立するものとしします。
2. 本サービスのサービス提供開始日は、設置先に本件機器が到着した日としします。

第7条（申込の不承諾）

前条の規定にかかわらず、弊社は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの申込みを承諾しないことがあります、またその理由について一切開示義務を負わないものとしします。

- (1) 過去に、本件機器につき、不正使用、取扱説明書または製品仕様書の記載事項に反する行為をした場合
- (2) 第2条第4項に定める設置先の土地または建物の権利者が本件機器が設置されることを承諾していないことが判明したとき。
- (3) 日本国外からの申込みであるとき。
- (4) 本件機器の設置先が日本国外または沖縄県および一部離島であるとき。
- (5) 本サービスの利用を希望する申込者と契約者が異なることが判明したとき。

- (6) 第20条の定めに違反するとき、またはそのおそれがあるとき。
- (7) 弊社の業務の遂行上または技術上支障をきたすと、弊社が判断したとき。
- (8) その他弊社が適当でないと判断するとき。

第8条（設備等の準備）

1. 契約者は、本件機器の設置にあたり、通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる機器の準備、設置、接続および設定、回線利用契約の締結およびアクセスポイントへの接続、インターネット接続サービスへの加入並びにその他自己が契約する本サービスのプランに必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとします。
2. 弊社は、契約者等が本サービスを利用するために使用する通信機器、ソフトウェアおよびこれらに付随して必要となる全ての機器との互換性を確保するために、弊社の管理する設備、システムまたはソフトウェアを改造、変更若しくは追加等、本サービスの提供方法を変更する義務を負わないものとします。

第9条（本サービスの利用）

1. 本サービスは、契約者等のみが利用できるものとします。なお、契約者は、利用資格者の作為または不作為につき、自らのものとして弊社に対し責任を負うものとします。
2. 本サービスの利用に関連して、契約者等が、第三者若しくは弊社に対して損害を与えた場合、利用資格者の行為により契約者に損害を与えた場合、または契約者等と第三者との間で紛争が生じた場合、当該契約者等は、自己の費用と責任において、かかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとします。

第10条（本サービスの利用期間）

1. 本サービスの利用期間は、弊社が本サービスの利用開始日として通知した日（以下「利用開始日」といいます）から第13条に定める解除日または第14条に定める解約日までとします。
2. 本サービス利用契約には契約継続期間があり、当該期間は利用開始日が属する月から3年間となります。
3. 契約者が本サービスの契約継続期間の満了月以外の暦月に本サービス利用契約を解約しない場合、本サービスの契約継続期間の満了月の翌月を始期とした同じ長さの新たな契約の契約期間が自動的に設定されるものとし、以降も同様に更新されるものとします。
4. 契約者は、契約継続期間中（契約継続期間の満了月を除きます）に第13条または第14条により本サービス利用契約が終了した場合において、別途ご購入の本件機器の代金の残債がある場合は、当該残債を支払うものとします。ただし、弊社が、別に定める場合はこの限りではありません。

第11条（契約者等の氏名等の変更、設置場所およびプランの変更）

1. 契約者は、契約者等の氏名、住所、利用料金の支払方法等、契約者が弊社に届け出た情報に変更がある場合には、弊社が定める方法により速やかにその旨を弊社に届け出るものとします。なお、契約者は、当該届け出がない場合に、弊社が本サービスを提供しない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
2. 弊社は、前項の届出があったときは、契約者に対し、当該届出内容の事実を証明する書類の提示を求めることがあります。
3. 弊社は、契約者が第1項の届出を怠ったことによって契約者または利用資格者に生じた損害については、一切責任を負いません。

第12条（利用料金）

1. 契約者は、本サービスの月額の基本利用料金（以下「月額利用料金」といいます）として、別紙の料金表で規定する金額を、弊社が別途定める方法にて支払うものとします。
2. 月額利用料金は、月毎に定められるものとし、利用開始日の属する月から発生するものとします。なお、利用開始日が、当該月の中途であった場合でも、当該月における月額利用料金の日割計算は行わないものとします。
3. 弊社は、契約者に対して、代金回収業者を通じて月額利用料金を請求することができるものとします。
4. 契約者は、月額利用料金の支払いを遅延したときは、遅延した金額について支払期日の翌日から支払済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を弊社に支払うものとします。

第13条（弊社が行う契約解除）

1. 弊社は、次のいずれかに該当するときは、契約者に事前に通知することなく、直ちに本サービス利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
 - (1) 本サービス利用契約成立後に、第7条各号に該当する事由、その他弊社が本サービス利用契約の締結を拒否すべき事由が判明したとき。
 - (2) 契約者が、第15条第5項各号および第16条第1項各号に規定する禁止行為を行ったとき。
 - (3) 契約者等が本規約または諸規定等に違反したとき。
2. 前項による本サービス利用契約の全部または一部の解除は、弊社の契約者に対する損害の賠償請求を妨げないものとし、弊社は、本条に基づき弊社が行った行為により契約者等に生じた損害について一切の責任を負いません。

第14条（契約者による本サービス利用契約の解約）

1. 契約者は、弊社が別途定める手続に従い、本サービス利用契約を解約することができます。
2. 本サービス利用契約の解約は、契約者が解約の申込みを行った日が属する月の末日をもって成立するものとします。
3. 前2項の定めにかかわらず、契約者が接続サービスを解約し、当該接続サービスの利用資格を失った場合、本サービスの利用契約は、当該接続サービスの利用資格を失った日が属する月の末日をもって解約されるものとします。

第15条（本件機器の取扱い）

1. 契約者は、本サービス利用契約の締結後、設置先に弊社が指定する本件機器を設置するものとします。
2. 契約者は、設置先に本件機器を設置することについて、あらかじめ居住者および建物の権利者の承諾を得るものとします。
3. 契約者等は、本サービス利用契約の契約期間中、常に本件機器を電源に接続し、通信機能を有するものは通信が可能な状態を維持する等、本サービスが正常に提供される状態を保つものとします。
4. 契約者等は、本サービス利用契約の期間中、弊社が本件機器の通信状況等の監視を遠隔にて行う場合があることを承諾するものとします。
5. 契約者等は、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 本件機器を日本国外に持ち出すこと。
 - (2) 本件機器を分解、解析、改造、改変若しくは損壊し、またはその他の方法によりその原状を変更すること。
 - (3) 本件機器に搭載されているソフトウェア若しくはプログラム、別途ダウンロードするソフトウェア若しくはプログラムの全部若しくは一部を複製若しくは改変し、または第三者に譲渡し若しくは使用権を設定し、

または弊社若しくは第三者の知的財産権その他の権利を侵害すること。

第16条（禁止事項）

1. 契約者等は、会員規約等に定める他、本サービスに関して次の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 本サービスを営業目的で利用する行為または自己以外の第三者に本サービスを利用させる行為。
 - (2) 本件機器およびスマートフォンアプリを本規約等に違反する方法または違反するおそれのある方法で利用し、または使用する行為。
 - (3) 本サービスの利用に際し、第三者に支障を与える行為。
 - (4) 本サービスに含まれるプログラムについて、複写、複製、改変、ネットワーク上へのアップロード、送信または頒布をする行為。
 - (5) 本サービスの全部または一部について、逆アセンブル若しくは逆コンパイル等のソースコード解析作業をする行為。
 - (6) 前各号に定める行為を助長する行為。
 - (7) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為。
 - (8) その他、当社が不適切と判断する行為。
2. 当社は、何人に対しても、前項に定める契約者等の行為が行われぬよう監視し、またはこれを阻止する等の義務を負わないものとします。

第17条（本サービスの変更、追加または廃止）

弊社は、理由の如何を問わず、契約者に事前の通知をすることなく、本サービスの全部又は一部の変更、追加又は廃止ができるものとします。但し、本規約の変更を伴う本サービスの内容の変更、追加若しくは削除を行う場合には、弊社は自らが適当と判断する方法で、事前に本サービスを利用する契約者にその旨を通知又は弊社が別途定めるウェブページ上に掲示するものとします。

第18条（第三者への委託）

弊社は、本規約に基づく弊社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

第19条（免責）

1. 弊社は、本サービスが契約者等の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、契約者等による本サービスの利用が契約者等に適用のある法令に適合すること、および不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
2. 本サービスの提供に関し、弊社の責に帰すべき事由により契約者等に損害が生じた場合には、契約者から受領する月額利用料金を上限とし、弊社はこれを賠償するものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、いかなる場合においても、弊社は、本サービスの提供に関し、以下に定める契約者等に生じた損害については一切責任を負いません。
 - (1) 弊社の責めに帰することができない事由から生じた損害。
 - (2) 弊社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害。
 - (3) 本件機器の故障等または滅失等に起因して生じた次に掲げる損害。
 - (ア) 身体的または精神的損害。
 - (イ) 本件機器以外の財物（ソフトウェアを含みます）に生じた損害。
 - (ウ) 本件機器が使用できなかったことによって生じた損害。
 - (4) 逸失利益。

(5) 情報の消失、毀損等による損害。

4. 弊社の故意または重大な過失により契約者に損害が生じた場合は、第2項の規定は適用しません。但し、契約者が法人および個人事業主の場合にはこの限りではありません。

第20条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、自らが反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ利用契約期間中該当しないことを保証するものとします。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者およびその他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団または個人をいいます。

2. 契約者は、本サービスの利用に関して、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを、保証するものとします。

(1) 暴力的な要求行為。

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて他方当事者の信用を棄損し、または他方当事者の業務を妨害する行為。

(5) その他前各号に準ずる行為。

3. 弊社は、契約者が前二項の表明・保証に違反した場合、または、本契約の履行が反社会的勢力の活動を助長し若しくは反社会的勢力の運営に資すると判明した場合には、かかる事由が生じた時点以降いつ何時においても、何らの催告を要することなく、利用契約の全部または一部を解除できるものとします。

4. 前項の規定に基づき弊社が利用契約の全部または一部を解除した場合、契約者は、当該利用契約の全部または一部を解除したことに起因して契約者に損害が生じた場合であっても、何らこれを賠償ないし補償することを要しないものとします。

料金表

■月額利用料金

- (1) 毎月1日から月末日までの利用分を「1月」として算定し、課金開始日が属する月より、サービス利用契約解約月まで暦月ごとに契約者から申し受けます。
- (2) 本サービスの解約日が、1月の期間中であっても、月額利用料金の日割計算はいたしません。

表

サービスプラン	月額利用料金(税込)
スマートロックセット	3,938円

附則：

本規約は、2020年12月22日から実施します。